

開 会 午後2時

議 長
(8番
小寺 辰夫
会長)

それでは、ただ今から8月の定例会を開催します。
なお、小寺清憲委員、杉本委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたい
と思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方
から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号31番 齊藤秀樹委員、32番 田中委員ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第23号議案 地域計画の変更に係る意見について及び第24号議案 福井農
業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを一括して議題といたします。事務
局の説明を求めます。

農政企画課

(説 明)

事務局職員

(説 明)

議 長

それでは、第23号議案及び第24号議案について、ご意見、ご質疑等はござい
ませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第23号議案及び第24号議案について、異議がない旨回答することに、ご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
第25号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題とします。事
務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長	それでは、第 2 5 号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 2 5 号議案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 2 6 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」及び第 3 1 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について」を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局職員	(説 明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました齊藤 和栄委員から報告をお願いします。
9 番 齊藤 和栄 委員	第 2 6 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は、8 月 1 9 日と 8 月 2 7 日、調査委員は私と荒川会長職務代理者、地区担当委員 6 名と事務局 3 名の計 1 1 名で行いました。 調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。以上でございます。
議 長	ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第 2 6 号議案中、2 番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 2 1 番 中垣委員には、審議終了まで退席をお願いします。 《中垣委員 退席》
議 長	それでは、第 2 6 号議案中、2 番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 2 6 号議案中、2 番の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
中垣委員に入場をお願いします。

《中垣委員 入場》

議 長

中垣委員に報告します。
第26号議案中、2番の案件につきましては、原案のとおり許可することに決しました。
次に、第26号議案中、1番、3番、4番、5番及び6番並びに第31号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了します。
それではお諮りします。
第26号議案中、1番、3番、4番、5番及び6番並びに第31号議案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、第26号議案中5番については、開発行為許可を条件に許可すること、また、第26号議案中2番から6番については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることとします。
続きまして、第27号議案「現況証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 齊藤 和栄 委員から報告をお願いします。

9 番
齊藤 和栄
委員

第27号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は8月19日、私と荒川会長職務代理者、地区担当委員4名、事務局3名の合計9名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。以上でございます。

議 長

第２７号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第２７号議案について、原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第２８号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を荒川会長職務代理者から報告をお願いします。

１６番
荒川会長職務代理者

第２８号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は８月１９日と８月２７日、私と当番委員である齊藤和栄委員、地区担当委員２名、事務局３名の合計７名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。

また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

それでは、第２８号議案の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了します。

それではお諮りします。

第２８号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第２９号議案「農地・非農地判断について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局職員	(説 明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を荒川会長職務代理者から報告をお願いします。
16番 荒川会長職務代理者	第２９号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。 調査日は８月１９日、私と当番委員である齊藤和栄委員、地区担当委員３名、事務局２名の合計７名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも杉などの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われます。 以上でございます。
議 長	それでは、第２９号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了します。 それではお諮りします。 第２９号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第３０号議案「令和８年農地利用状況調査について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局職員	(説 明)
議 長	ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。
3番 桑野委員	どのような農地を遊休農地と判断すればよいか。作付けしていないだけで遊休農地となるのか。自分の地区は区画整理中で、宅地か農地か判断がつきにくいことが

ある。

事務局職員

資料として、遊休農地の判定事例の参考写真を添付しているので、それを見ながら判断していただきたい。作付けしていなくても、草刈りして保全管理がされていれば遊休農地ではありません。

議 長

判断しにくい場合は、タブレットで現場の写真を撮って事務局に相談してもらえばよい。

7 番
前川委員

実施要領の3に「市街化区域内及び住宅地内の農地は必要に応じて実施する」とあるが、これはどういうことか。

事務局職員

委員の判断によって市街化区域内及び住宅地内の農地は調査しなくても構いません。

議 長

他にございませんか。

(他に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第30号議案を、原案のとおり決定し、調査を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、会長専決及び事務局長専決により処理した案件です。

それでは、第39号報告から第46号報告を、一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局職員

(第39号報告から第46号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了します。

続きまして、協議事項に移ります。

第2号協議「ふくい農業委員会だより 第144号 の編集委員について」を議題

といたします。事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それでは、編集委員の班編成について事務局案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、ご異議がないようですので、編集委員になられた方は、よろしくお願いいたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局職員

(熊本市への義援金について 説明)

(来月の日程について 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、会長職務代理者よりお願いします。

16番

荒川

会長職務代理者

本日の定例会は、第23号議案から第31号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。

また、第39号報告から第46号報告及び第2号協議まで全て確認をさせていただきました。

以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、8月の定例会を閉会します。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時20分